

## 公告第 501 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 6 年 3 月 14 日

郡山市長 品川 萬里

### 第 1 業務概要

- 1 業務名 (仮称) 郡山市こども計画策定業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 提案上限金額 ¥18,381,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

### 第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 13 年 4 月 24 日制定)、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 20 年 12 月 1 日制定) 及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。) に基づく指名停止期間中の者 (入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。) でないこと。
- 3 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例 (平成 24 年郡山市条例第 46 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 本業務の公告の日の 6 年前の日から本プロポーザル参加申請期限までの間において、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 1 条の 3 に規定する地方公共団体が発注する子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画策定業務、同計画に係るニーズ調査業務、子ども・若者育成支援推進法 (平成 21 年法律第 71 号) 第 9 条に基づく市町村子ども・若者計画策定業務又は子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 64 号) 第 9 条に基づく子どもの貧困対策についての市町村計画策定業務と同種の業務の契約を 3 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行した実績のある者であること。
- 6 入札参加者の所在地の自治体が定める指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 7 別添の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

### 第 3 (仮称) 郡山市こども計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 (以下「実施要領」という。) 及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/104910.html>

#### 第4 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市こども部こども政策課こども企画係  
電話 024-924-3801 ファクシミリ 024-924-3802  
メールアドレス kodomoseisaku@city.koriyama.lg.jp

#### 第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和6年3月29日（金） 17時まで
- 2 提出場所 郡山市役所西庁舎3階 郡山市こども部こども政策課
- 3 提出方法 持参又は郵送による。

※提案は1者につき1案とする。

※いずれも事前に電話で連絡すること。なお、郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。また、必ず電話で到達確認を行うこと。

※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

#### 第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- (6) 契約締結までに、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置を受けた場合

#### 第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 （仮称）郡山市こども計画策定業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和6年3月14日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 参加申込者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合には、その者を契約候補者とするに何ら支障がないものとする。
- 3 企画提案書等に対する評価点の合計点が満点の50%未満となった場合は、契約候補者としなないことがある。次順位者においても同様の取り扱いとする。
- 4 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。  
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
  - (1) 事業者名
  - (2) 契約候補者名及び次順位者名
  - (3) 各参加者の評価点
  - (4) 審査の経過及び審査委員

## 第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。  
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 発注者は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。
- 4 契約保証金については、免除とする。
- 5 契約書の作成を要する。
- 6 発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

## 第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しないが、企画提案書等審査結果通知までにヒアリングを行う場合がある。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び実施要領による。